平成２４年（フ）第２１号
山形県鶴岡市新海町11番67号　クレージュ新海202号室
債務者　石塚奈知子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第２７号
山形県鶴岡市湯野浜１丁目５番35号　石上荘２号室
債務者　小林　英二
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第４４号
福島県会津若松市大塚２丁目８番11号、前住所福島県会津若松市滝沢町７番60号　コスモ・セラーン203号
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
神奈川県秦野市河原町２番15―204号
債務者　飯田小百合
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２４２号
神奈川県厚木市三田南１丁目９番３号
債務者　小前　朋也
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２５７号
神奈川県秦野市羽根68番地の７　グリーンサイド飯山Ｄ－１
債務者　古谷由美子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６２号
新潟県胎内市羽黒1275番地６
債務者　金子　栄子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６４号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1650番地７
債務者　小山真理子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６５号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字二本松1503番地４
債務者　本間　等美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第４６号
岐阜県土岐市泉町河合418番地の１　ホワイトパレスＢ－５号
債務者　堀　　知子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１２３号
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地８　江南団地52棟106号
債務者　大藪　圭司
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４１号
愛知県丹羽郡大口町垣田８番地　県営大口住宅16棟405号
債務者　中田あゆみ
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２４号
兵庫県西脇市野村町茜が丘37番地の８
債務者　岡本　美和
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第４１号
山口県宇部市大字東岐波1051番地１、旧住所山口市阿知須2580番地16
債務者　古賀　文雄
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第５０号
山口県宇部市大小路２丁目８番８－２号
債務者　銭谷美枝子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１１９号
香川県高松市築地町４番地５　メゾン築地303号室
債務者　杉山　　実（旧姓江）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７７号
茨城県つくば市二の宮４丁目６番地１　小野崎アパート９棟105号、住民票上の住所茨城県下妻市下栗601番地２
債務者　小倉　和義
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係